

令和8年度とくしま外国人雇用トータルサポート事業仕様書

1 目 的

本県では、生産年齢人口が減少する中、外国人労働者数は増加しており、外国人材は本県経済の持続的発展に必要な人材となっている。また、経済のグローバル化や技術革新が進み、企業では多様な人材が求められており、今後外国人雇用のニーズが高まることが考えられる。このため、関係機関・関係事業と連携し、外国人材の雇用・定着に向けた包括的な支援を行うことで、「外国人から選ばれる徳島」を目指す。

2 業務内容

(1) 外国人材雇用コーディネーターの設置及び支援体制の構築

ア 主な業務

イベント運営及び雇用・労働相談のノウハウのあるコーディネーターを配置し、関係機関・関係事業と連携しながら、外国人材及び県内企業に対する包括的な支援体制を構築する。なお、事業実施に当たっては、本事業で実施する業務だけでなく、「高度外国人材合同企業説明会等実施事業」をはじめとした県の外国人雇用促進事業等についても進捗を把握しながら、外国人材の雇用・定着に向けた包括的な支援が行えるよう努めること。

- ・ アンケートや聞き取り調査等による事業の実績及びニーズの把握
- ・ 外国人材に対する県内就職に向けた支援
- ・ 積極的な外国人雇用可能企業の発掘等、県内企業に対する外国人雇用促進支援
- ・ 外国人材と県内企業のマッチング支援

イ 外国人材雇用コーディネーターの要件

次の条件に全て該当する者を配置すること（資格の有無は問わない。）。

- (ア) これまでに外国人雇用に携わったことがある者
- (イ) 商工団体や高等教育機関等、関係機関との連携が図れる者

(2) 外国人材向け相談窓口の設置

週5日、半日程度を目安に相談窓口を開設し、労働問題に精通した相談員を2名程度配置して、外国人からの労働相談に対応する。なお、労働相談は受託者が設置する実施場所で、対面又は電話等により対応し、相談対応後は、相談内容を記録し、集計及び分析を行うこと。また、TOPIA の外国人総合相談窓口と連携するなど、多言語相談の充実を図ること。

相談員については、(1)の外国人材雇用コーディネーターが兼務することも可能とする。実施については、より効果的な提案をすること。

(3) 企業向け相談窓口との連携

在留資格等の説明や、外国人材の募集・採用手続きの留意点、雇用に当たっての入管手続きの具体的相談などについて、県内企業等から問合せがあった場合は、県が設置する企業向け相談窓口（徳島県外国人雇用サポートセンター）と連携して対応すること。また、当該窓口の周知広報を行うこと。

※徳島県外国人雇用サポートセンター

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/rodokankei/7244723/>

(4) 外国人材のスキルアップ支援講座の実施

県内就職を希望する外国人材の能力向上のため、スキルアップ支援講座を実施する。

ア 日本語能力試験（N4）対策講座

日本語能力の向上及び N4 合格を目指す外国人材を対象に、12 月頃に開催予定の日本語能力試験 N4 の合格を目指した講座を開講する。なお、講座はオンラインで週 2 回、対面で月 1 回以上開催することを想定しているが、より効果的な開催方法及び回数等があれば受託者から提案し、県と協議のうえ決定すること。

イ ビジネス日本語講座

ビジネス現場における日本語能力の向上を目指す外国人材を対象に、入社後、円滑に業務を行えるようビジネスで通用する日本語を習得するための講座を開講する。なお、講座はオンラインで複数回（合計 60 時間以上）開催することを想定しているが、より効果的な開催方法及び回数等があれば受託者から提案し、県と協議のうえ決定すること。

ウ その他、ニーズに応じた講座を提案し、年 2 回以上実施すること。

(5) 県内企業における外国人材の雇用機会の創出

ア 外国人対象キャリアフェア（就職面接会）及びミニ就職面接会の実施

県内商工団体や県内外の大学等と連携しながら、県内就職を希望する外国人材と、外国人材の採用を希望する県内企業とのマッチング支援を行う。

(ア) キャリアフェア（就職面接会）

年 1 回以上、対面及びオンラインのハイブリッド形式で実施すること。

(イ) ミニ就職面接会

年 1 回以上、対象業種を絞ってオンライン形式で実施すること。なお、開催時期や会場については、県内外の在住外国人や留学生が広く参加できるよう効果的な提案をすること。

イ 外国人対象職場体験の実施

就職後のミスマッチによる離職を減らし、定着を図るため、通年で職場体験を実施する。対象とする外国人材は、県内就職を希望する県内外の在住外国人、留学生等とする。また、実施に当たっては、周知・広報をはじめ、体験希望者との面談や企業の受入れ調整等についても、受託者において実施すること。傷害保険や賠償責任保険についても、受託者において加入すること。

ウ 外国人雇用に関する企業向けセミナーの実施

県内企業等を対象に、外国人材の雇用に係る留意点について学ぶほか、外国人材の採用実績のある企業からの事例紹介を行うセミナーを、年 1 回以上、オンラインで開催する。開催に当たっては、「徳島県外国人雇用サポートセンター」を介して講師を依頼することも可能とする。開催時期は 2 月頃を想定している。

(6) 代替提案・追加提案

本業務の目的を達成するために、より効果的・効率的な手法がある場合は、代替提案または追加提案を行うこと。

(7) その他

事業の周知広報、その他、事業目的を達成するために、効果的な業務を行うこと。

なお、周知広報等のために新規にドメインを取得する場合は、原則県ドメイン (pref.tokushima.lg.jp) を使用すること。

また、今後の啓発活動を見据え、セミナーのアーカイブ動画等を制作する場合は、関係者と肖像権及び著作権等に関する調整を行い、関係者等の同意を得るとともに、料金等を支払う必要がある場合は、委託料の範囲で行うこと。

3 対象経費の範囲

対象経費は次のとおりとする。

(1) 人件費

ア 事業従事者の人件費

賃金、通勤手当、社会保険料の事業主負担分

イ 旅費（事業従事者、外部講師等）

ウ 外部講師等謝金

(2) 事業費

印刷製本費、広告宣伝費、会場借上費、機器・物品等のレンタル・リース費、消耗品費、その他委託事業を実施するために県が必要と認める経費

(3) 消費税及び地方消費税

(1) 及び(2)の経費に係る消費税及び地方消費税

(4) その他

ア 対象経費は、他の経費と区分して整理すること。

イ 委託業務の実施に要した経費は、領収書等で確認できること。

ウ 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類及び労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿類、業務日誌等の事業の実施状況が確認できる書類等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

4 特記事項

(1) 事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。

(2) 業務終了後は、速やかに実績報告書及び委託者が求める資料を提出しなければならない。

(3) 事業実施に当たり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県へ連絡すること。

(4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託事業者が責任を持って対応するものとする。